

永平寺町特定環境保全公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 永平寺町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

| | | | |
|-----------------------|---|------------------------|----------------------|
| 供用開始年度 (供用開始後年数) | 昭和62年度 (33年) | 法適(全部適用・一部適用) 非適の区分 | 非適 (令和6年4月一部適用予定) |
| 処理区域内人口密度 | 26.2人/ha | 流域下水道等への 接続の有無 | 無 |
| 処理区数 | 現在処理区域は1処理区。当該事業は、志比処理区及び中央処理区で構成されていたが、平成31年3月に管路接続工事を完了し、令和元年度から統合後である現在の処理形態を開始している。 | | |
| 処理場数 | 上記の処理区域と同様、平成31年3月に統合し令和元年度からは1処理場のみ稼働している。 | | |
| 広域化・共同化・最適化 実施状況*1 | 汚水処理量の減少に伴い、永平寺処理区にある二つの処理場のうち志比浄化センターを平成30年度で廃止し、中央浄化センターに接続した。この統合により、志比浄化センターの固定費である施設管理委託料及び光熱水費、合わせて約12,000千円を圧縮できた。 | | |

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

| | | | | | |
|-------------------------------------|---|--------|-------------------------------------|--------|--------|
| 一般家庭用使用料体系の 概要・考え方 | ①基本料金 10㎡まで 1,210円 ②超過料金 11~30㎡ 132円/㎡ ③超過料金 31~50㎡ 143円/㎡ ④超過料金 51~100㎡ 165円/㎡ ⑤超過料金 101~1,000㎡ 187円/㎡ ⑥超過料金 1,001㎡~ 203.5円/㎡ | | | | |
| 業務用使用料体系の 概要・考え方 | 公衆浴場 ①基本料金 10㎡まで 1,210円 ②超過料金 11㎡~ 60.5円/㎡ | | | | |
| その他の使用料体系の 概要・考え方 | 該当なし | | | | |
| 条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載 | 平成29年度 | 2,484円 | 実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載 | 平成29年度 | 2,839円 |
| | 平成30年度 | 2,484円 | | 平成30年度 | 2,963円 |
| | 令和元年度 | 2,530円 | | 令和元年度 | 2,901円 |

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

| | |
|--------|---|
| 職 員 数 | 永平寺町上下水道課 職員数 10名(一般職7名、会計年度職3名) ※令和2年度3月時点 |
| 事業運営組織 | 平成26年度4月に上水道課と下水道課を統合し、現在の上下水道課を発足した。それまで上水道課6名、下水道課5名の職員がそれぞれ所属していたが、平成26年度以降増減を経て現状は上記人数となっている。 |

(2) 民間活力の活用等

| | | |
|---------|---------------------------------|---|
| 民間活用の状況 | ア 民間委託 (包括的民間委託を含む) | 処理場及びマンホールポンプ場等当該事業に係る施設について、施設運営、定期点検、清掃、異常時対応、簡易修繕、汚泥運搬等維持管理を民間への委託としている。 |
| | イ 指定管理者制度 | 該当なし |
| | ウ PPP・PFI | 該当なし |
| 資産活用の状況 | ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4 | 該当なし |
| | イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5 | 該当なし |

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

経営比較分析表については、別添のとおり。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

本町人口ビジョンに基づき、令和2年度時点で1,34である合計特殊出生率を令和12年度時点では1.57に上昇させる。また、20歳代の転出超過を半減させることで、10年後の人口減少を町全体でおよそ7.3%程度減(令和2年度と比較して)に留めることとしている。それら町全体の人口減少に加え、過去5年間における地区ごとの人口推移を加味し、当該事業区域である永平寺地区の処理区域内人口は令和12年度時点で4,007人となり、およそ14%減少するものと見込んでいる。

(2) 有収水量の予測

当該年度の水量を求めるにあたり、有収水量を基本水量および超過水量に区分することとした。併せて、節水器具普及等による毎年度の減少率を直近のもので固定して採用した。具体的には、前年度有収水量に減少率を乗じて求めた当該年度の有収水量を求め、次に当該年度の過去5年分の基本水量を過去5年分の世帯数総計で除した後に当該年度の世帯数を乗じ、超過水量はその差し引きで算出している。その結果、基本水量は今後10年間でほぼ増減なし、超過水量は人口減少に加え節水器具等による影響も考慮し、およそ14.0%減少するものと見込んでいる。

(3) 使用料収入の見直し

使用料収入は、上記で求めた有収水量を使用し加減している。具体的には、該当年度の直近5年間の使用料を同期間の有収水量で除して、該当年度の有収水量に乗じて求めたうえで、現在の料金収入では今後の施設維持管理を継続できない(一般会計への負担が大き)と判断し、令和7年度に料金改定を実施し経営基盤の強化を図る計画とした。

(4) 施設の見通し

本処理区における管路施設は、最も供用開始が古い施設で33年経過しており、標準耐用年数である50年を超過するものは存在しないが、積極的に点検・調査を行ったうえで改修を進めていく。
 また、本処理区唯一の処理施設である中央浄化センターについては、経年による不具合発生確率及びその設備が及ぼす影響度とを使用リスクマトリクス分析によって、その高位のものを優先的に改築する方針としている。この分析で高位評価の設備等については、今後策定する予定の改築・修繕計画によって各年度ごとの整備計画等を定め、順次更新していく。

(5) 組織の見通し

1.事業概要_①事業の現況_③組織の職員数及び事業運営組織にも記載したとおり、現状10名の職員により業務を遂行している。今後の見通しとしては、上記の2.将来の事業環境_④施設の見通しにも記載したとおり、処理施設におけるリスクマトリクス分析が完了し、今後はその高位のものから順に大規模な改修を進めていく予定のため増員が必要と考えている。

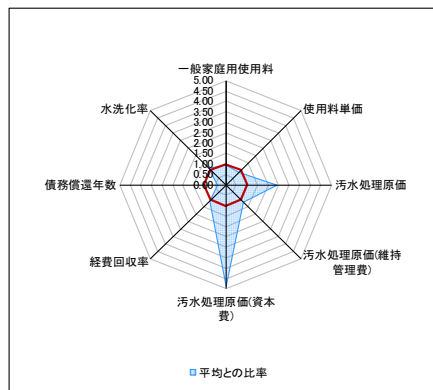
3. 経営の基本方針

現在、人口減少・節水等による使用料収入の減少、施設の老朽化、執行体制の脆弱化、大規模地震等災害リスクの増大等、最も重要な社会基盤の一つである下水道事業を取り巻く環境は厳しい状態にある。かねて、「インフラ」=「モノ」を中心とした視点から維持管理・更新を捉えてきた面は否定できないが、今後は「カネ」、「ヒト」も事業を構成する重要な要素として含め、これら3つの視点で一体的に捉え最適化していくアセットマネジメントを確立する必要がある。なお、現状を分析した3つの要素は以下のとおり。

経営管理【カネ】

| 比較区分 | チェック |
|---------------------------|------|
| ①行政人口別等規模区分〔下水道における8区分〕 | ✓ |
| ②事業別類型区分〔公共、特環等の4区分〕 | |
| ③供用開始後年数別区分〔事業進捗度としての4区分〕 | |
| ④処理区域内人口別区分〔経営規模としての7区分〕 | |
| ⑤有収水量密度別区分〔地域的条件分類の4区分〕 | |
| ⑥会計方式〔法適用/非適用〕 | |

| 重要指標 | 永平寺町 | 他団体平均 |
|-----------------------------------|-------|-------|
| 一般家庭用使用料(1ヶ月20㎡あたり) [円/月] | 2,484 | 2,615 |
| 使用料単価 [円/m ³] | 142 | 163 |
| 汚水処理原価 [円/m ³] | 519 | 214 |
| 汚水処理原価(維持管理費) [円/m ³] | 173 | 143 |
| 汚水処理原価(資本費) [円/m ³] | 346 | 71 |
| 経費回収率 [%] | 82 | 76 |
| 債務償還年数 [年] | 6 | 15 |
| 水洗化率 [%] | 98.0 | 89.5 |

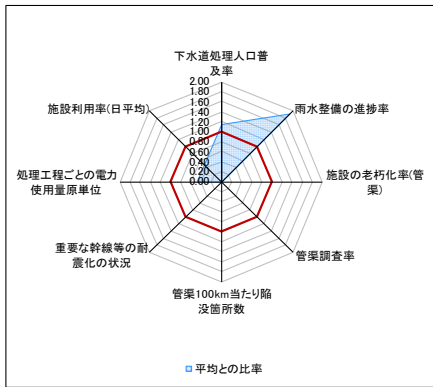


| | |
|--------|--|
| 強み | 使用料単価が低い水準にありながら、経費回収率が平均を上回っている。水洗化率も他団体平均より高い。 |
| 弱み(課題) | 汚水処理に係る経費が高く、経営の採算性を高めるために使用料単価を上げざるを得ない状況にある。 |

施設管理【モノ】

| 比較区分 | チェック |
|---------------------------|------|
| ①行政人口別等規模区分〔下水道における8区分〕 | ✓ |
| ②事業別類型区分〔公共、特環等の4区分〕 | |
| ③供用開始後年数別区分〔事業進捗度としての4区分〕 | ✓ |
| ④処理区域内人口別区分〔経営規模としての7区分〕 | |
| ⑤有収水量密度別区分〔地域的条件分類の4区分〕 | |
| ⑥会計方式〔法適用/非適用〕 | |

| 重要指標 | 永平寺町 | 他団体平均 |
|--|------|-------|
| 下水道処理人口普及率 [%] | 75.9 | 66.8 |
| 雨水整備の進捗率 [%] | 42.0 | 22.0 |
| 施設の老朽化率(管渠) [%] | 0.0 | 4.3 |
| 管渠調査率 [%] | 0.0 | 0.9 |
| 管渠100km当たり陥没箇所数 [箇所/100km] | 0.0 | 0.0 |
| 重要な幹線等の耐震化の状況(全体)〔ハード対策〕 [%] | 0.0 | 0.0 |
| 処理工程ごとの電力使用量原単位(処理水量当たり) [kWh/m ³] | 0.8 | 1.7 |
| 施設利用率(日平均) [%] | 53.7 | 115.1 |

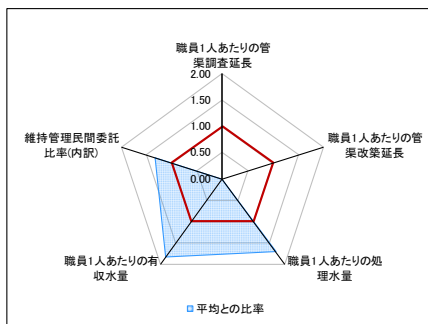


| | |
|--------|---|
| 強み | 雨水整備率が高く、浸水対策が進んでいるといえる。 |
| 弱み(課題) | 道路陥没は発生していないが、現状として調査も実施されていない。 経年劣化に起因する道路陥没等の不具合を未然に防止するために、予防保全を実施することが課題である。 |

執行体制【ヒト】

| 比較区分 | チェック |
|---------------------------|------|
| ①行政人口別等規模区分〔下水道における8区分〕 | ✓ |
| ②事業別類型区分〔公共、特環等の4区分〕 | |
| ③供用開始後年数別区分〔事業進捗度としての4区分〕 | ✓ |
| ④処理区域内人口別区分〔経営規模としての7区分〕 | |
| ⑤有収水量密度別区分〔地域的条件分類の4区分〕 | |
| ⑥会計方式〔法適用/非適用〕 | |

| 重要指標 | 永平寺町 | 他団体平均 |
|----------------------------------|---------|---------|
| 職員1人あたりの管渠調査延長 [m/人] | 0 | 173 |
| 職員1人あたりの管渠改築延長 [m/人] | 0 | 12 |
| 職員1人あたりの処理水量 [m ³ /人] | 812,700 | 474,031 |
| 職員1人あたりの有収水量 [m ³ /人] | 715,310 | 392,519 |
| 維持管理民間委託比率(内訳) [%] | 77.5 | 57.9 |



| | |
|--------|--|
| 強み | 維持管理費民間委託比率は他団体より高く、民間委託が進んでいるといえる。 |
| 弱み(課題) | 「1-4-2 施設管理【モノ】」同様に、経年劣化に起因する道路陥没等の不具合を未然に防止するために、予防保全を実施することが課題である。 |

以上の分析も踏まえ、当該計画期間中の基本方針を以下のとおり定める。

- 経費回収率が低い水準であることから使用料単価を若干でも上げることで経営の採算性を高める。(※定期的な使用料単価の見直しは、国庫補助事業の採択要件になっている。)
- 経年劣化の著しい処理施設において、リスクマトリクス分析高位の機械・電気設備を中心に改修を進め、処理施設の長寿命化を図る。
- 管路施設においても管路調査率が低いことから、予防保全として状況調査を実施したうえで改修を進める。
- 令和5年度末までに法適化を進め、固定資産情報の整備と更新に努める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本計画期間の前期である令和3年度から令和7年度にかけて、処理施設における電気設備では中央監視設備、沈砂池電気設備、主ポンプ電気設備及び回転・終沈・雑用水電気設備等の改修を行い、後期である令和8年度から令和12年度にかけて、汚泥脱水電気設備、受変電設備、自家発電設備、調整槽・初沈電気設備の改修を行う。また、機械設備では汚水ポンプ、回転円盤装置、終沈掻寄機、脱水付帯設備を優先して前期に改修し、後期には汚泥消化タンク、ガスブロワ室、ボイラー室の改修を進める。併せて、処理区域内の各マンホールポンプ場におけるポンプの更新や分解整備を令和8年度から令和9年度にかけて実施し、右岸・左岸合わせて17箇所を網羅する。また、近年不明水の流入量が増加(汚水総処理量と有収水量との差が平成27年度で80,626m³なのに対し令和元年度で113,238m³)しており、管路施設の老朽化の影響が顕著に表れたと認識している。そこで、令和5年度から管路状況調査を実施し、その劣化状況によっては更生工事等により改修を進めていく。上記を合わせた本計画期間中の建設改良費総額は2,749百万円であり、単年度あたりの建設改良費平均額は275百万円程度を見込んでいる。

② 収支計画のうち財源についての説明

収益的収入として、使用料は基本水量および超過水量に区分したうえで、基本水量及び超過水量(20m³まで)は世帯数の増減に伴い加減し、超過水量(21m³以上)は処理区域内人口の増減に伴い加減したうえで、過去のデータを参照した単価を乗じて求めている。また、他会計繰入金は、今後の起債償還額に沿って利息相当額を計算したうえで赤字補填となる基準外繰入金を加えて求めている。その結果、本計画期間中の収益的収支における総収益額は1,093百万円となった。資本的収入として、令和4年度以降の大規模な改修事業はいずれも社会資本整備総合交付金事業によるものと想定しており、想定事業費の半額を国庫補助金として見込んでいる。また、残りの事業費には公営企業債を充当するものとし、法定耐用年数に応じた償還年数で後年度の償還金額を算定し、その同額を一般会計からの繰入金として見込んでいる。その結果、本計画期間中の資本的収支における総額は3,404百万円となった。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

民間活力の活用について、処理場を含めた施設運営及び維持管理は、包括的民間委託(①施設運営、②維持管理、③簡易修繕)を採用しており、今後も継続する予定である。令和4年度以降、上水道事業の老朽化施設更新等着手に伴い現状より1名増員を希望しているため、当該事業の建設改良についてもその人員により賄い、当該事業における人件費では増額を見込んでいない。動力費及び薬品費は、それ自体の見込みを立てておらず、委託料の中に含まれる施設関連経費として、動力費は若干の増加、薬品費は現状維持を見込んでいる。修繕費は、本計画で想定している処理場の長寿命化工事や管路調査の進捗に伴い、現状より少額になると見込んでいる。また、五領川公共下水道事務組合とは近年叫ばれている事業体同士の共同取組みを実施している。施設維持管理等や建設改良に係る補助事業手続きでそのノウハウを享受してもらい、専門的な職員不在のなか知識の継承の一助となるよう進めているところである。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

| | |
|------------------------------|---|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項 | 隣接する五領川公共下水道事務組合と協定を締結し、令和元年度から中央浄化センター及びマンホールポンプ場における維持管理監督業務を共同で取り組んでいる。また、令和2年度から施設長寿命化のためのストックマネジメント計画策定に伴う補助事業の事務手続き等で助言を得ている。 |
| 投資の平準化に関する事項 | 当該計画期間中の企業債償還金は、現状に比して低い水準にあるものの、老朽化資産改修を当該計画期間以降も継続する可能性が高いことから、将来的には資本費平準化債を活用し、投資額の平準化を行う。 |
| 民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど) | 該当なし |
| その他の取組 | 近年、頻発する災害対応として、施設等の耐震化・耐水化の必要性が高くなっていることから、施設等改修の際には予め改築・修繕計画策定時に検討したうえで最適規模の取組を行う。 |

② 今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|--|
| 使用料の見直しに関する事項 | 国が目安としている使用料水準150円/m ³ に対して本町(特定環境公共下水道事業)の使用料単価は145円/m ³ であることから、この差分を将来的に解消することを目標とする。 |
| 資産活用による収入増加の取組について | 該当なし |
| その他の取組 | 該当なし |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--|---|
| 民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) | 該当なし |
| 職員給与費に関する事項 | 直近5年間における給与改定率を参考とし、毎年度0.2%の増加を見込んでいる。 |
| 動力費に関する事項 | 2019年における消費者物価指数(総合)の対前年比を参考とし、毎年度0.5%の増加を見込んでいる。 |
| 薬品費に関する事項 | 〃 |
| 修繕費に関する事項 | 〃 |
| 委託費に関する事項 | 〃 |
| その他の取組 | 〃 |

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

| | |
|---------------------|--|
| 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項 | 今回策定した経営戦略は、計画期間を10年とした中長期計画である。今後、本計画で想定していない事象が発生した時、社会情勢の変化、施設の老朽化など本町を取り巻く環境に大きな変化が訪れ、本計画にも影響を及ぼすと判断した場合には計画期間内であっても本計画を見直す。 |
|---------------------|--|

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

| 区 分 | 年 度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-----------------------------|----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | (K) | (L) | (M) | (N) | (O) | (P) | (Q) | (R) | (S) | (T) | (U) | (V) | (W) | (X) | (Y) | (Z) |
| 積立金 | (K) | 6 | 6 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 前年度からの繰越金 | (L) | 850 | 7,770 | 127 | 483 | 426 | 1,085 | | | | | | | | | | |
| 前年度繰上充用金 | (M) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 形式収支 | (J)-(K)+(L)-(M) (N) | 5,093 | 127 | 1,190 | 426 | 1,085 | | | | | | | | | | | |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 | (O) | 7,770 | 127 | 483 | 426 | 1,085 | | | | | | | | | | | |
| 実質収支 | 黒字 (P) | 7,770 | 127 | 483 | 426 | 1,085 | | | | | | | | | | | |
| | 赤字 (Q) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 赤字比率 | $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益的収支比率 | $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ | 44 | 40 | 82 | 44 | 47 | 51 | 51 | 58 | 64 | 65 | 67 | 72 | 67 | 66 | 63 | 60 |
| 地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 | (R) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営業収益－受託工事収益 | (B)-(C) (S) | 97,448 | 97,151 | 97,912 | 95,879 | 91,974 | 92,059 | 90,564 | 89,643 | 89,008 | 87,667 | 96,393 | 95,315 | 94,253 | 93,206 | 92,174 | 91,158 |
| 地方財政法による資金不足の比率 | $((R)/(S) \times 100)$ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 | (T) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 | (U) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 | (V) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法第22条により算定した資金不足比率 | $((T)/(V) \times 100)$ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 他会計借入金残高 | (W) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方債残高 | (X) | | | | | | | | | | | | | | | | |

○他会計繰入金 (単位:千円)

| 区 分 | 年 度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|----------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | | (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | (F) | (G) | (H) | (I) | (J) | (K) | (L) | (M) | (N) | (O) | (P) |
| 収益的収支分 | | 72,129 | 52,523 | 58,221 | 45,181 | 42,138 | 37,638 | 22,993 | 22,514 | 19,296 | 17,649 | 9,123 | 12,169 | 14,004 | 15,882 | 18,717 | 20,889 |
| うち基準内繰入金 | | 58,851 | 52,523 | 41,630 | 32,306 | 25,338 | 16,665 | 11,673 | 7,401 | 5,110 | 4,349 | 4,392 | 5,178 | 6,343 | 6,699 | 7,303 | 7,933 |
| うち基準外繰入金 | | 13,278 | | 16,591 | 12,875 | 16,800 | 20,973 | 11,320 | 15,113 | 14,186 | 13,300 | 4,731 | 6,991 | 7,661 | 9,183 | 11,414 | 12,956 |
| 資本的収支分 | | 233,469 | 221,130 | 198,489 | 185,863 | 160,810 | 137,210 | 114,111 | 87,301 | 68,118 | 63,849 | 57,639 | 48,777 | 59,234 | 61,984 | 71,299 | 81,168 |
| うち基準内繰入金 | | 43,979 | 46,063 | 198,489 | 185,863 | 160,810 | 137,210 | 114,111 | 87,301 | 68,118 | 63,849 | 57,639 | 48,777 | 59,234 | 61,984 | 71,299 | 81,168 |
| うち基準外繰入金 | | 189,490 | 175,067 | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | 305,598 | 273,653 | 256,710 | 231,044 | 202,948 | 174,848 | 137,104 | 109,815 | 87,414 | 81,498 | 66,762 | 60,946 | 73,238 | 77,866 | 90,016 | 102,057 |

経営比較分析表（令和元年度決算）

福井県 永平寺町

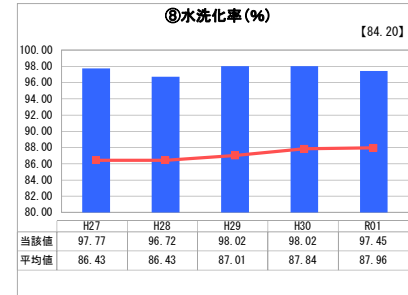
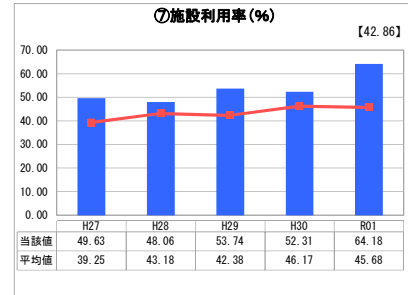
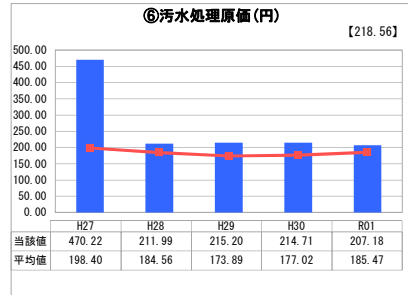
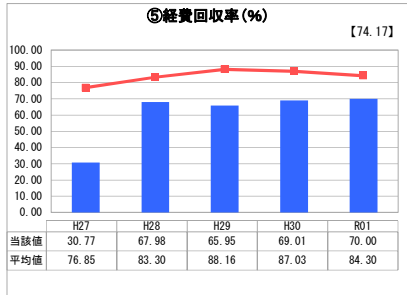
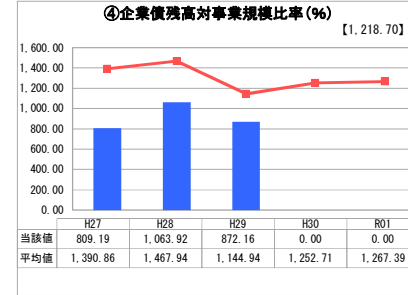
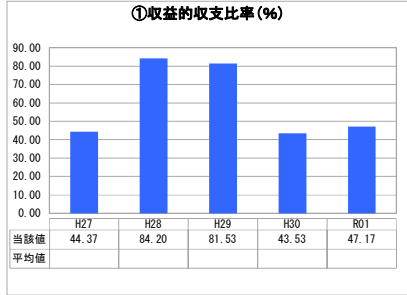
| 業務名 | 業種名 | 事業名 | 類似団体区分 | 管理者の情報 |
|-----------|-------------|-------------|--------|--------------------------------|
| 法非適用 | 下水道事業 | 特定環境保全公共下水道 | D1 | 非設置 |
| 資金不足比率(%) | 自己資本構成比率(%) | 普及率(%) | 有収率(%) | 1か月20m ³ 当たり家庭料金(円) |
| - | 該当数値なし | 25.79 | 84.84 | 2,530 |

| 人口(人) | 面積(km ²) | 人口密度(人/km ²) |
|------------|--------------------------|-------------------------------|
| 18,440 | 94.43 | 195.28 |
| 処理区域内人口(人) | 処理区域面積(km ²) | 処理区域内人口密度(人/km ²) |
| 4,738 | 1.81 | 2,617.68 |

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益の収支比率は、100%を下回っており総収益の大部分を一般会計繰入金に依存している状況である。企業債の償還についてもすべて一般会計繰入金に依存している。今後、料金収入による財源確保等の経営改善に向けた取組みが必要である。

経費回収率は、料金収入がほぼ横ばいに推移しており、100%を下回る状況に変わりが無い。また、類似団体平均値を下回る状況にも変わりが無い。また、汚水処理原価の抑制や料金収入の増加に努める必要がある。

汚水処理原価は、類似団体平均を上回っている。今後も維持管理費の更なる削減に努めて、汚水処理原価の抑制を推進する。

施設利用率は、前年度より11.87ポイント増の64.18%であった。当該指標が大きく増加した要因は、平成30年度に志比処理区を中央処理区に統合したことにより計画処理能力が下がったことによる。今後も数値変動を注視し分析していく。

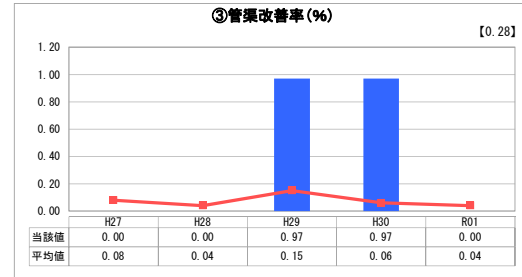
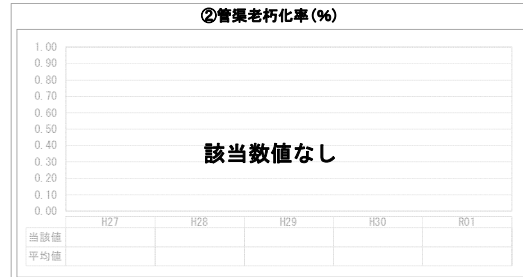
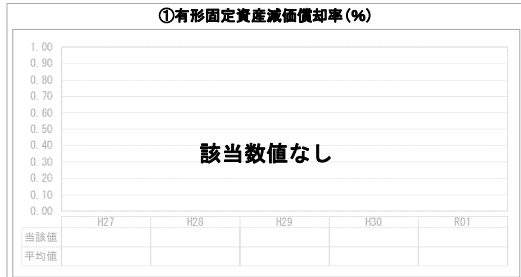
水洗化率は、類似団体平均を上回っており、今後も、公共下水道への接続を推進し、水洗化率100%を目指す。

2. 老朽化の状況について

当町の特定環境保全公共下水道事業は、昭和55年4月より志比処理区で、昭和62年4月より中央処理区で供用を開始している。志比浄化センターは平成30年度末で汚水処理を廃止し、中央処理区へ統合を完了している。中央浄化センターは供用開始から33年経過し、機械設備等の更新時期を迎えつつあるため、令和2年度において長寿命化等について検討し、ストックマネジメント修繕・改築計画を策定する予定としている。

また、令和6年度以降に公営企業法適用化を予定しているため、固定資産台帳の整備を進めることで現状の老朽化を把握し、適切な老朽化対策を進めていく。

2. 老朽化の状況



全体総括

当町の特定環境保全公共下水道事業は、収益の大部分を一般会計繰入金に依存し、経営状況は依然として脆弱な状況である。さらに、料金収入については人口減少等の影響から今後も増加することが見込めず、一方では施設の老朽化により修繕費が増加する見通しとなるなど問題は山積している。

令和2年度において各事業の経営戦略を策定し、今後の経営状況を明らかにする予定である。その中で施設等の更新についての詳細な検討を行うと同時に資金状況を明らかにし、適正な料金算定を行うことで経営健全化、事業効率化をより一層図っていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。